

# ワーク・ライフ・バランス推進出前講座実施要領

## 1 目的

少子高齢化が急速に進行し、労働力人口が減少する中で、経済の持続的な発展と豊かで健康的な県民生活を実現するためには、女性労働者の活用や長時間労働の抑制、多様で柔軟な働き方と公正な処遇の確保等に積極的に取り組む必要がある。

このため、これまでの働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を図るため、その実現に向けた企業の取組を支援し、県民の働きやすい環境づくりに資する。

## 2 事業内容

「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の実現を目指し制度を策定している企業等に対し、その具体的な取組を支援するため、「仕事と家庭の両立」をテーマに出前講座を実施する。

## 3 対象

出前講座の対象は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山口県内（以下「県内」という。）の企業等が実施する社内研修等であること。
- (2) 企業等とは、原則「県内に主たる事業所を有する企業等」又は「県内の事業所」であること。
- (3) 政治、宗教及び営利を目的としないものであること。
- (4) 公序良俗に反するおそれがないものであること。

## 4 開催日及び場所

- (1) 出前講座は、原則として土曜日及び日曜日並びに祝日を含む午前10時から午後8時までの間に行うものとする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
- (2) 出前講座の時間は、質疑応答を含めおおむね1時間から1時間30分とする。
- (3) 出前講座の開催場所は、県内とする。
- (4) 開催場所の手配や準備は申込者が行う。

## 5 講師

企業等が希望するテーマ（内容）に合わせて、大学教授や専門講師、県・市町職員、地域で活動を実践されている団体の代表者等とする。

## 6 出前講座内容

「ワーク・ライフ・バランスの推進」に関する出前講座で、具体的内容は県及び講師と申込者で協議して決めるものとする。

### 【出前講座のテーマの例】

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進とは
- ・仕事と育児の両立支援
- ・育児サービスの種類やその利用の仕方
- ・仕事と育児を両立させた体験談や事例
- ・仕事と介護の両立支援
- ・介護サービスの種類やその利用の仕方

- ・仕事と介護を両立させた体験談や事例
- ・その他、仕事と家庭の両立に関すること

## 7 申し込み及び実施方法

- (1) 出前講座を希望する企業等は、原則として、「申込書」（様式第1号）により、山口県産業労働部労働政策課へ実施希望日の1ヶ月前までに郵送、ファックス等により申込むものとする。
- (2) 申込書を受けた労働政策課は、直ちに申込者に希望する出前講座の内容を確認し、講師の選出等調整の上、「実施決定通知書」（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

## 8 実施報告

出前講座を実施した講師は、実施日に出席講座を実施するとともに、出席講座終了後2週間以内に「実施報告書」（様式第3号）により、労働政策課長に報告しなければならない。

## 9 経費負担

- (1) 労働政策課長は、予算の範囲内において、出席講座を終了した講師に対し、旅費及び謝金を支給する。
- (2) 出席講座実施のための会場や設営に要する費用は、企業等の負担とする。

## 10 補 足

この要領に定めるものの他、出席講座の実施に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成25年5月8日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。